

国民健康保険事務における特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)の概要

I 基本情報

国民健康保険に関する事務の内容、同事務において使用するシステムの機能、同事務において特定個人情報ファイルを取り扱う理由等を記載している。

II 特定個人情報ファイルの概要

以下4つのファイルについて、取扱い方法や、記録される項目等を記載している。

- (1) 国保賦課ファイル
保険料賦課に関する事務を行うためのファイル
- (2) 国保資格ファイル
資格の取得・喪失に関する事務を行うためのファイル
- (3) 国保給付ファイル
保険給付に関する事務を行うためのファイル
- (4) 国保収滞納ファイル
保険料の収納・滞納に関する事務を行うためのファイル

【今回の主な変更点】

- (1) 標準仕様書準拠システムへの移行に伴う連携システム及び事務の流れについて追記 (P.17～30)
標準仕様書準拠システムへ移行後の連携システム及び特定個人情報の流れについて追記。
※移行後は標準化基本方針に定めるガバメントクラウドを使用する。
- (2) 国保情報集約システムのクラウド化に伴う保守委託について追記 (国保資格ファイル、国保給付ファイルのみ) (P.64・65・90・91)
クラウド移行後のシステムに係るアプリケーション保守業務やシステム運用事務については、東京都国民健康保険団体連合会に委託し、その業務を公益社団法人国民健康保険中央会へ再委託する。
- (3) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の保管場所・消去方法について追記 (P.55・80・106・117)
 - ① 保管場所
特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
 - ② 消去方法
特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。また、HDDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、ガイドラインや国際規格 (NIST 800-88、ISO/IEC27001等) にしたがって確実にデータを消去する。

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IIのファイルを取り扱う際に想定されるリスクを分析し、当該リスクを軽減するための措置について記載している。

【今回の主な変更点】

(1) ガバメントクラウドにおける特定個人情報の漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的・技術的対策について追記（評価書P.161・162）

① 物理的な対策の内容

ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ評価制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。また、事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。

② 技術的な対策の内容

国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっており、地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じている。クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やサイバー攻撃（DDos）対策を24時間365日講じ、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。

IV その他のリスク対策

自己点検、監査、従業者に対する教育・啓発等について記載している。

V 開示請求、問合せ

特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求、特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せについて記載している。

VI 評価実施手続

特定個人情報保護評価の各手続（意見聴取の方法など）について記載している。

【今回の実施内容】

- (1) 国民・住民等からの意見の聴取の実施日及び実施期間
令和5年10月5日（木）から11月6日（月）までの33日間で実施
- (2) 意見の聴取結果
なし
- (3) 第三者点検の実施日
令和5年10月20日（金）から12月12日（火）まで
- (4) 第三者点検の結果
文言や内容の整理等

その他文言の調整

制度改正等に伴う文言の整理を行った。